

山形県

ペット同行避難 マニュアル

<市町村・避難所運営者編>



令和5年2月

市町村・
避難所運営者編

00 ペット同行避難受け入れフロー

決まっている

避難所でのペットの受け入れ方法が

▼ 決まっていない

受け入れ可否を決める

▼ 可

-----▶

代替場所の検討

不可

01 飼育場所の選定

→ P15

02 受付方法の検討

→ P16

03 飼育ルールの作成

→ P17

04 避難者への情報提供方法の検討

→ P18

防災マニュアルへの記載

←

05 住民への周知啓発

→ P21

06 ペット同行避難訓練の実施

→ P22

修正・見直し

07 ペット飼育スペースの設置

→ P23

08 受付とペットの収容

→ P23

09 情報の提供

→ P23

平時

災害時

平時

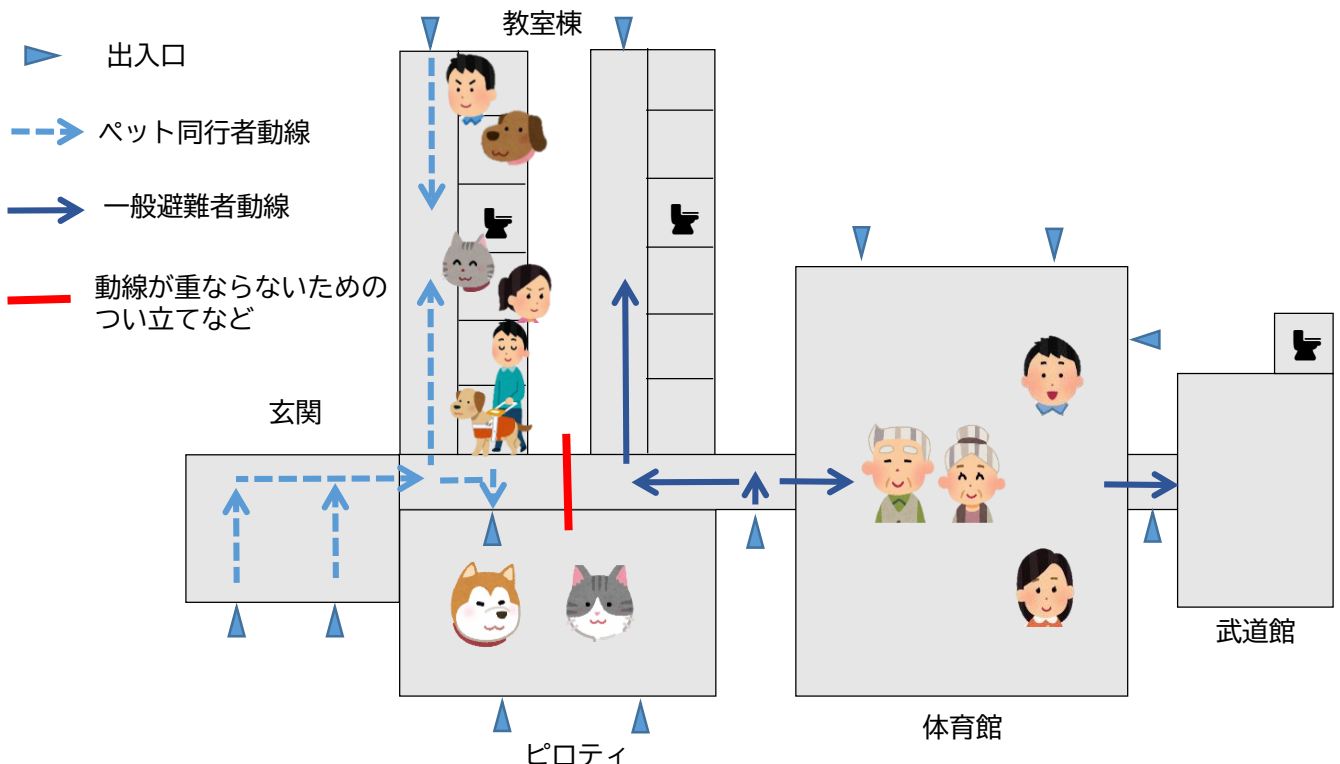
同行避難は、飼い主がペットがいることで避難をためらい、避難の遅れにつながることを防止するためだけでなく、置き去りにされたペットの野生化による住民への危害防止など生活衛生保全のためにも必要です。市町村は、災害発生時にペットを同伴する避難者に考慮し、避難所ごとのペット受け入れの可否をあらかじめ決め、住民に周知しましょう。地区や学区ごとに最低1か所は受け入れ可能な避難所を設けることが望ましいです。

01 飼育場所の選定

避難所でペット同行避難を受け入れることを決めたら、人が生活する場所とペットを飼育する場所を分け、動線を考慮し人も動物も落ち着けるよう配置を検討しましょう。水害（浸水）を想定して選定すると、汎用性があります。

- ペットの飼育スペースを確保できる
- 飼い主・ペットと非飼い主との動線を分けることができる
- 清掃がしやすい
- 動物種ごとに飼育場所を分けることができる
- 雨や直射日光をしのぐことができる

《例》学校の場合



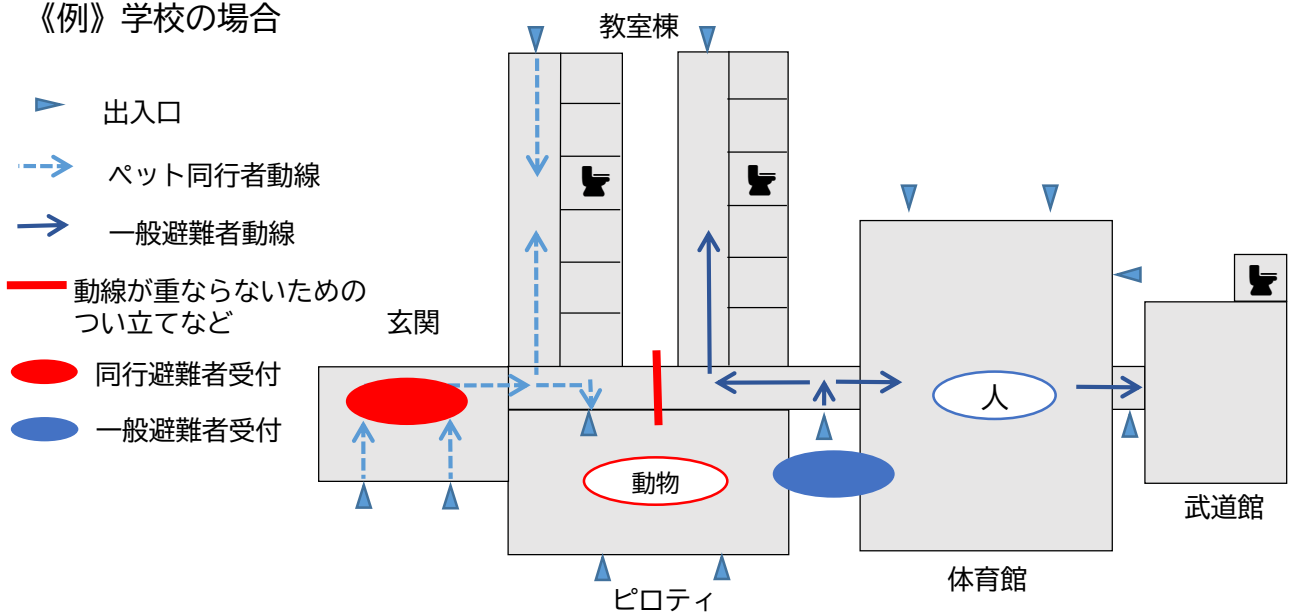
02 受付方法の検討

ペットの同行避難者が来た場合、他の避難者への危害を防止するためにも、一般の避難受付とは別にペット同行避難者の受付を設置し、飼い主を誘導します。避難者とペットを把握できる受付方法を検討しましょう。ペット同行避難受付では、飼い主からペットの情報を記入してもらい、避難所でのペット飼育のルールを周知します。

<受付の例>

- ①ペット1匹（頭）に対しペット入所・登録申込書（p26別紙1）、個体識別票（ケージ貼付用）（p26別紙2）を記入してもらいます。
- ②記入内容に相違がないことを確認します。このとき、一緒に飼育ルールの説明書も渡せるとよいでしょう。
- ③個体識別票はケージなどに貼ってもらい、他の飼い主にペットの状況がわかるようにしましょう。

《例》学校の場合



補助犬同伴避難者を把握しましょう

補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)はペットとは異なり、法律に基づいた対応が必要です(身体障害者補助犬法 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等)。ここでいう「同伴」とは、身体障害者を介助することを目的に付き添うことと同様に、補助犬が身体障害者とともにいることをいいます。災害時にも、身体障害者と補助犬が同じ部屋で過ごしてもらうために環境を整えておく必要があります。

03 飼育ルールを作成

避難所や飼育スペースにおける利用者の基本ルールを平時のうちに作成しましょう。事前に準備しておくことで、発災直後の不要な混乱を減らすことにつながります。飼育スペースの環境を保ち、避難者間のトラブルを防ぐうえでも有効です。また、事前に飼い主に情報提供することで、普段から健康管理(ワクチンや不妊去勢手術等)や所有者明示(迷子札やマイクロチップ等)、しつけに取り組んでもらいましょう。

<基本ルールの例>

※飼育ルールは、避難所の実情に合わせて、避難所毎に作成することが大切です。

- 飼育スペースから出さない(逃げられないような措置をとる)
- 建物の壁・床を汚さない
- 鳴き声防止のため、夜間はペットとの触れ合いを控える
- 定期的に清掃し、においの発生防止に努める
- 散歩等で発生したフンは片づける



<詳細ルールの例>

<給餌・ふれあい>

- ・時間の指定
- ・場所の指定

<排泄場所>

- ・屋外の場所を指定
- ・回収した排泄物の捨て場所、捨て方

<鳴き声の対策>

- ・段ボールやタオル等で目隠しをする
- ・係留場所、ケージの場所をなるべく動物の刺激が少ない場所にする

<匂いの対策>

- ・ペットフードは食べ残したらすぐに片付ける
- ・排泄物は必ずビニール袋を二重にしてしっかり縛って捨てる

<犬の散歩>

- ・時間、場所の指定
- ・他の避難者の動線と交わらないコースを指定

<清掃>

- ・ゴミの廃棄場所、廃棄方法
- ・ペットスペースは、担当や方法を決めて定期的に清掃

<毛の対策>

- ・ブラシをかけてよい場所を指定
- ・居住スペースに入る前に粘着ローラーやガムテープで衣類についた毛をとる

<退去時の清掃>

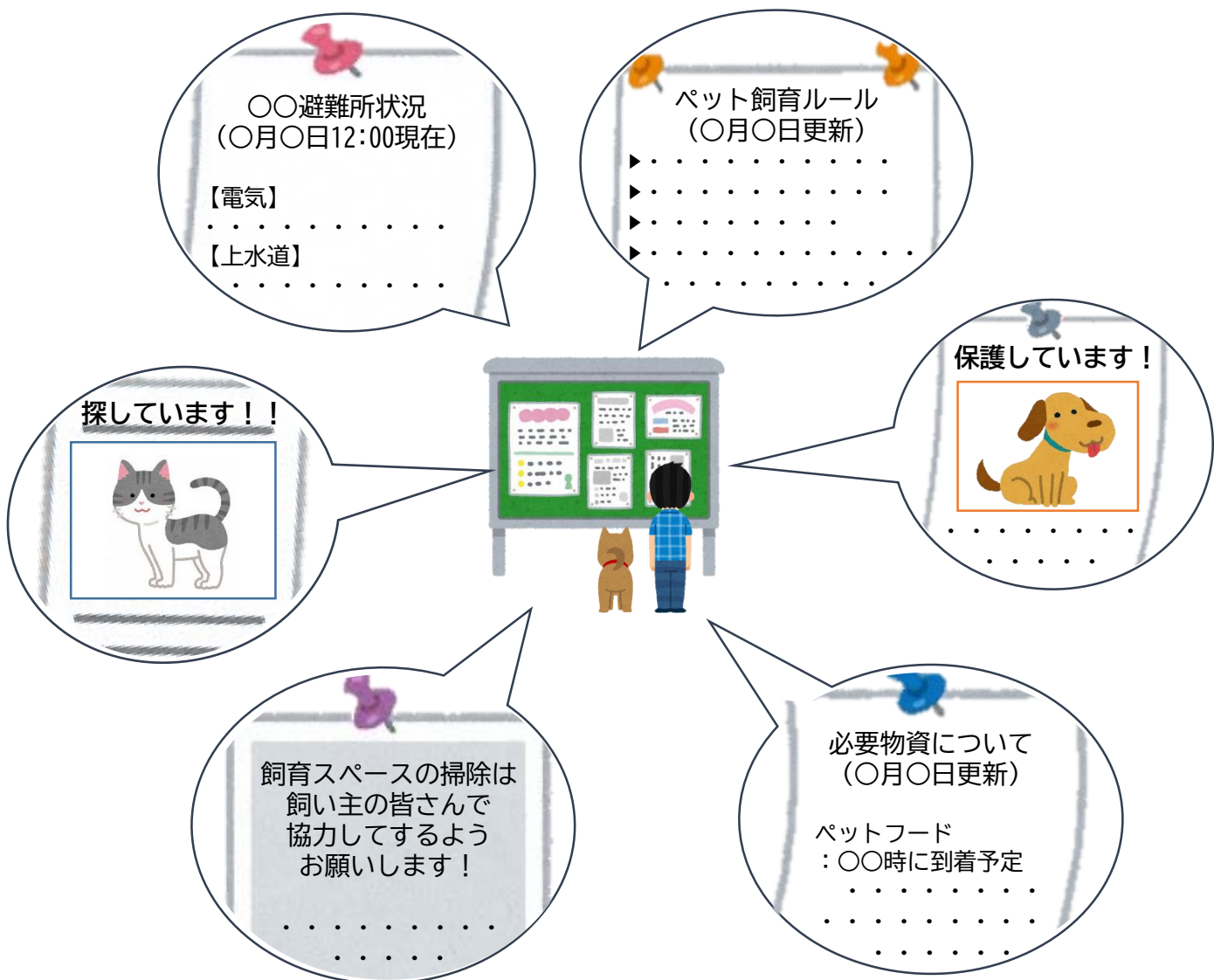
- ・飼い主が協力して元の状態に戻し、きちんと清掃・消毒する

04 避難者への情報提供方法の検討

災害状況は常に変動します。被災状況や避難所の様子に常に気を配り、避難者に提供すべき情報を随時提供できる方法が必要です。ラジオ・テレビの他、いつでも誰でも見られるペット同行避難者向けの掲示板を準備しましょう。

<ペット同行避難者向け掲示板イメージ>

飼育スペースの目立つところや動線の中に掲示板を配置し、見てもらいやすいよう工夫しましょう。



スターターキットを備えましょう！

スターターキットとは・・・

災害が発生した際、避難所に十分な人員が配置できるとは限りません。スターターキットとは、避難者同士が協力してペットを受け入れる体制を整えられるよう、初期対応の指示書と必要な物資をあらかじめ避難所に備えておくという取組です。

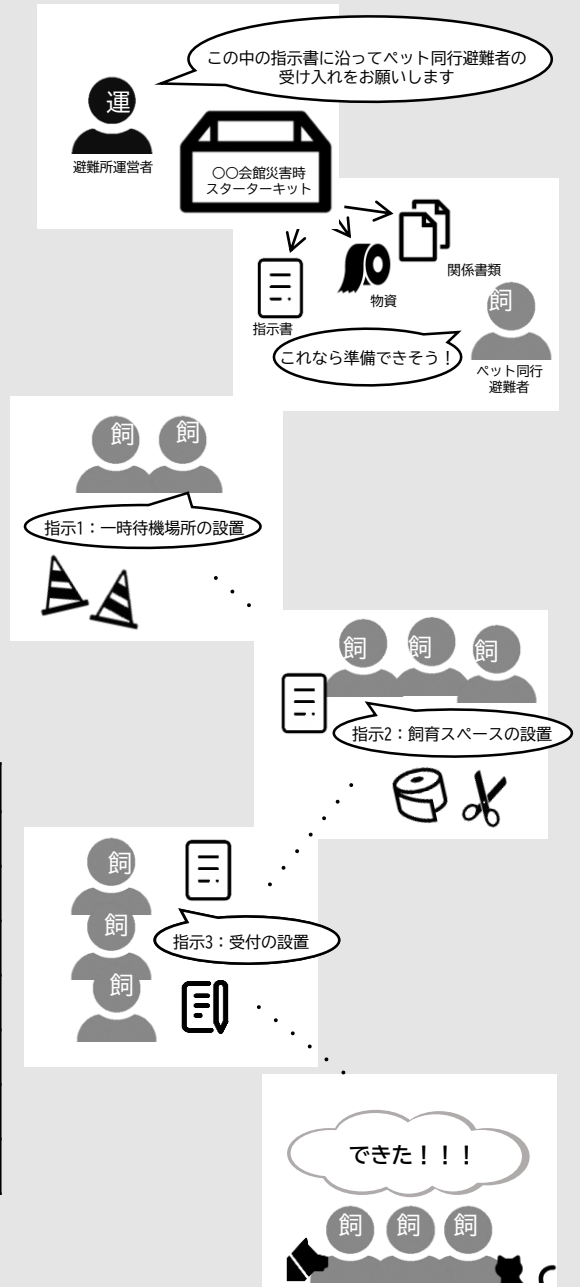
各避難所の実情に合わせて作成することで、発災時における運営者の負担軽減につながります。

スターターキットには「指示書」、「物資」、「関係書類」をプラスチックケースにまとめて入れて避難所に保管しておきます(P20)。

※スターターキットは前提として、①同行避難受け入れが決まっていること、②受け入れ場所が決まっていることが必要です。

<使用の流れ>

災害発生、避難所到着



<指示書の内容例(一覧表の場合)>

No.	指示の内容
1	ペットの一時待機場所を設置しましょう。
2	犬・猫それぞれの飼育スペースを設置しましょう。
3	ペット同行避難者の受付を設置しましょう。
4	ペット同行避難者受付への案内表示を掲示しましょう。
5	ペット同行避難者の受付を開始しましょう。
6	ペット関連掲示板を設置しましょう。
7	必要掲示物を貼りましょう。

<指示書の例(1枚1指示の場合)> (P28別紙4)

指示2
ペット飼育スペースを設置します。

マップ「飼育(犬)」と「飼育(猫)」で区切り、犬の飼育場の飼育場所の掲示をしましょう。

指示3
ペット同行避難者受付を設置します。

マップ「ペット受付」に机を1つ、椅子2~3つを運び設置します。関「受付書類」から用紙1、用紙帳を取り出します。机にペット掲示を貼りましょう。

犬の飼育場所

ペット受付はこちら

2種類の用紙に記入をお願いします

<スターターキットの中身の例>



【指示書】

- ・指示を1つずつ実行することで誰でもペット同行避難者の受け入れ体制立ち上げができる
- ・避難者に向けた掲示物

- 各指示書(参考：p28 別紙4)
- 各掲示物
- 施設内マップ



【関係書類】

- ・避難者受付用紙や台帳、飼育スペースの利用ルールなど必要な関係書類を入れておく

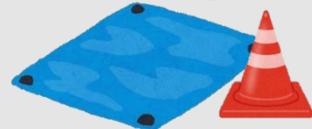
- 受付用紙(参考：p26 別紙1, 2)
- 台帳用紙(参考：p27 別紙3)
- 配布用利用ルール
- ファイル



【初期対応に必要な物資】

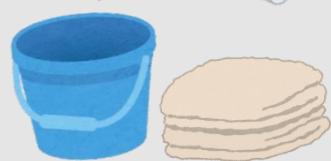
- ・掲示物を貼ったり、新たに作るための道具
- ・飼育スペース等を区切るための資材

- テープ(セロハン・ビニール・両面・ガム)
- 細・太ペン(赤・黒)
- はさみ・カッター
- クリップ・洗濯ばさみ
- 白紙の用紙
- ブルーシートや新聞紙
- カラーコーン

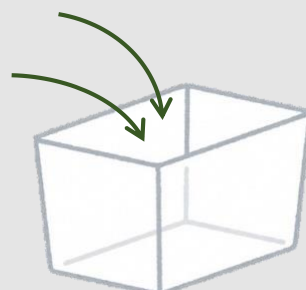


【ペットの世話に必要な物資】

- ・清掃用具
- ・消毒用品
- ・応急食器
- ・食料保存用品



- バケツ
- 雑巾・タオル
- ビニール袋
- 手袋(使い捨て・ゴム・軍手)
- ペーパータオル
- ウェットティッシュ
- ほうき・ちりとり
- 粘着ローラー
- 紙皿・紙コップ
- プラスチック容器
- スプーン・割りばし
- アルミホイル
- ラップ
- 袋(ビニール・チャック式)



05 住民への周知啓発

災害時に自治体や避難所運営者と住民がうまく連携できるよう、事前の周知啓発が重要です。

ペットの同行避難が原則であることを住民に周知している

すべての住民に知らせることで、ペットを飼っていない人も犬や猫と一緒に避難して行くかもしれないという心の準備をすることができます。

ペット受け入れ可能/不可能の避難所一覧を公表している

以下のような表に加えて、受け入れ条件や避難生活の主なスタイル（ペットと同室/別室、屋内/屋外など）も記載するとよいでしょう。

避難所	住所	地震	洪水	土砂	ペット
第一中学校	〇〇市△△2丁目5番地	○	○	○	○
〇〇センター	〇〇市□□3丁目6番地	○	×	○	×
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

ペット受け入れの際の対応を担当職員に周知している

ペットの受け入れについて、自治体がどのような準備をしているか周知している

スターターキットの存在を職員と住民に周知している

担当者が不在でも住民が準備ができるよう、スターターキットの存在や使い方をあらかじめ知らせておきましょう。

ペット防災を住民に啓発している

避難所でペットを受け入れる場合でも、飼い主の「自助」が基本となります。住民にはペットに関わる防災対策や備蓄などの準備を、同行避難の周知と一緒に啓発しましょう。

ペットの防災手帳を作りませんか？

普及啓発として、パンフレットの作成やHPへの掲載、セミナーの開催などの他に、「ペットの防災手帳の配付」があります。ペットを災害から守るための情報をまとめ、ペットと飼い主の情報を記入できるようにしたものです。手帳を準備することで、飼い主の自助を促すことにつながります。持ち歩きやすい手帳型にすることで、外出時に災害が発生しても、避難所で必要な情報を確認することができます。（ペットの防災手帳例：p29別紙5）

06 ペット同行避難訓練の実施

避難所の設置訓練に併せて、ペット同行者の受け入れや、飼育スペースでの管理なども実施し、課題を洗い出しましょう。



災害時

避難所の飼育場所の被災の有無や使用可能かの確認を行い、受け入れ可否を判断します。

07 ペット飼育スペースの設置

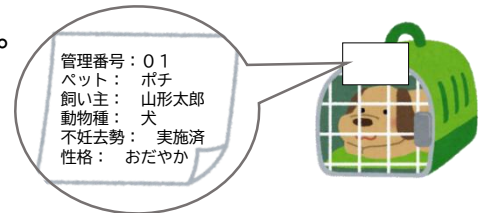
01で検討していた飼育スペースの設置を行います。

- 飼育スペースは貼り紙や区画線で明示する
- 屋内では床を汚さないようブルーシートや新聞紙を敷く
- できる限り動物の種類ごとに部屋またはスペースを分ける
- 動物のストレス軽減のため、距離をとったり仕切りを設置したりする
- 事故防止のため、飼い主と避難所運営者以外の立入を禁止する



08 受付とペットの収容

02で決定した受付の方法にしたがって一般避難者と同行避難者を分けて受付を行います。車中で飼育する場合も、受付をして名簿に記入してもらいます。受付が終わったら、飼育ルールを説明し、飼育スペースまで誘導します。飼育スペース内での配置は、ペットの種類や大きさを勘案して割り当てます。飼い主には、ペットのケージにペットと飼い主の情報がわかるような表示をお願いします。



09 情報の提供

04で決定した方法にしたがって避難者にペット飼育ルールや関連情報を提供します。

- 動物救護や飼育支援などペットに関する情報を周知する「ペット情報専用掲示板」を設置する
- 避難者には1日1回以上掲示板を確認するよう周知する
- 状況に応じて、飼育ルールを更新・周知し、順守を呼びかける
- 避難が長期化する場合には、支援物資の情報を予告も含めて周知する

SNSの活用について

総務省によれば、災害時に情報収集を行う手段として、テレビの次にインターネットの割合が多いといえます。さらに、年代ごとに分けると、50歳以下の年齢層ではインターネットの方が割合が高くなっています。災害発生時、HPやSNSでの発信は欠かせません。

災害発生時は、被災状況、取るべき行動、避難所情報とともに、「ペットと一緒に避難」が原則であることを発信しましょう。

 △△市広報課
@△△citykoho

【避難所情報】

〇〇センター、△△会館は床下浸水の恐れがあるため、避難所として利用できません。ご注意ください。

 △△市広報課
@△△citykoho

【避難所情報】

〇〇小学校、〇〇中学校、
▲▲小学校、▲▲中学校、
□□センターを避難所として開設しています。

 △△市広報課
△△citykoho

【ペットも避難】

飼い主とペットは「一緒に」避難所に向かってください。〇〇小学校、▲▲小学校には飼育スペースを準備中です。お近くの避難所に避難後、落ち着いてから飼育スペースのある避難所に移動することも可能です。キャリーバッグやケージ、名前札、リードをお持ちください。